

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－2 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－2－6 流動性リスク</p> <p>Ⅱ－2－6－2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 農中においては、流動性カバレッジ比率（農林中央金庫法第56条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成26年金融庁・農林水産省告示第16号。以下「流動性カバレッジ比率告示」といい、流動性カバレッジ比率告示第8条において準用する流動性カバレッジ比率告示第2章及び第4章から第6章までの規定を含む。）第2条に定める連結流動性カバレッジ比率及び第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標（以下「近似LGR」という。）について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか（最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用）。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 当局への報告</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－2 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－2－6 流動性リスク</p> <p>Ⅱ－2－6－2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 農中においては、流動性カバレッジ比率（農林中央金庫法第56条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成26年金融庁・農林水産省告示第16号。以下「流動性カバレッジ比率告示」といい、流動性カバレッジ比率告示第8条において準用する流動性カバレッジ比率告示第2章及び第4章から第6章までの規定を含む。）第2条に定める連結流動性カバレッジ比率及び第8条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）が最低水準を満たしていることを早期に捕捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標（以下「近似LGR」という。）について、以下に掲げるところにより、日次で算出する態勢を整備しているか（最初に流動性カバレッジ比率を算出し、当局へ報告した日の翌日より適用）。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 当局への報告</p>

直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 20%ポイント高い水準を下回った場合には、速やかに近似 LCR の当局に対する日次の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 20%ポイント高い水準を上回るまで継続することとしているか。

④・⑤ (略)

直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 10%ポイント高い水準を下回った場合には、速やかに近似 LCR の当局に対する日次の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 10%ポイント高い水準を上回るまで継続することとしているか。

④・⑤ (略)